

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月27日
【会社名】	株式会社伊藤園
【英訳名】	ITO EN, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本 庄 大 介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 平 田 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7197
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 平 田 篤
【縦覧に供する場所】	株式会社伊藤園北・東関東地域拠点管理部 (埼玉県さいたま市南区曲本一丁目17番6号) 株式会社伊藤園千葉支店 (千葉県千葉市稲毛区作草部町555番地1) 株式会社伊藤園玉川支店 (神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷六丁目18番12号) 株式会社伊藤園中部地域拠点管理部 (愛知県名古屋市昭和区福江一丁目16番5号) 株式会社伊藤園堺支店 (大阪府堺市北区北花田町二丁202番地) 株式会社伊藤園関西地域拠点管理部 (兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1 . 当該事象の発生年月日

2026年1月27日（取締役会決議日）

2 . 当該事象の内容

当社は従来、減損会計の適用にあたり、主にエリアごとに資産をグルーピングし、賃貸用資産については個々の物件を基本単位としてグルーピングしていました。しかしこのたび、当社が「自動販売機事業」を完全子会社であるネオス株式会社に承継させることに伴い、減損会計上のグルーピングを見直し、従来は会社全体で一つの事業として認識していた区分を「自動販売機事業」と「その他事業」に分け、エリアごとにそれぞれグルーピングすることとしました。

「自動販売機事業」については、原材料費・物流費・人件費などのコスト上昇が続く一方で販売数量が低下しており、経営環境が著しく悪化していると認められました。これにより減損の兆候があると確認されたため、減損損失の認識の判定および測定を行った結果、2026年4月期第3四半期の当社単体決算及び連結決算において、減損損失を計上する見込みとなりました。

3 . 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年4月期第3四半期の当社単体決算及び連結決算において、減損損失11,827百万円を特別損失として計上する見込みです。

以上